

01

先進医療特約

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、先進医療による療養を受けたとき、給付金をお支払いします。

【先進医療特約の種類】

高度先進
医療特約

支払額 : 特約基本保険金額（500万）×先進医療の技術料に応じた給付割合
支払限度 : 通算500万円

先進医療
特約

支払額 : 先進医療技術科と同額
支払限度 : 通算2,000万円

Q 先進医療とは何ですか？



厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養をいい、厚生労働大臣が定める施設基準に該当する医療機関で行われるものに限り、先進医療に該当するかどうかは、必ず治療を受ける前に主治医にご確認ください。

Q 先進医療給付金直接支払サービスって何ですか？



先進医療の中でも「重粒子線（炭素イオン線）治療」「陽子線治療」にかぎり、先進医療給付金を当社から医療機関に直接お支払いするサービスのことです。

⚠️【ご注意】契約内容や対象医療機関について利用条件があります。治療にあたり余裕をもってお問い合わせください。

所定の移植術または骨髄提供のための骨髄採取手術などを受けたとき、給付金をお支払いします。

給付の対象		給付割合	備考
移植術	心臓移植術	100%	
	肺移植術	100%	
	肝臓移植術	100%	
	脾臓移植術	100%	
	小腸移植術	100%	
	腎臓移植術 骨髄移植術	30% (2回目以降は 10%) 30% (2回目以降は 10%)	この特約の保険期間を通じて3回を限度とします。
骨髄幹細胞採取手術 末梢血幹細胞採取手術 ^(※) ※ 2021年4月2日以降に受けた場合に限る		3%	この特約の保険期間を通じて2回を限度とします。

※移植医療給付金のお支払いは、給付割合を通算して100%を限度とします。

※骨髄幹細胞、末梢血幹細胞の採取手術に対する給付金のお支払いは、この特約の責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以降に行われたものであることとします。

Q 骨髄ドナーとなり、入院しました。入院や手術に関する給付金は支払対象となりますか？

A ドナーご本人の疾病やケガの治療を目的とした入院・手術ではないため、入院や手術に関する給付金はお支払いできません。

責任開始期以後に生じた不慮の事故により以下の事由が発生し、180日以内に治療を受けたときに給付金をお支払いします。



不慮の事故については3ページをご参照ください

- ①骨折……………「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折の場合や、骨折部位が軟骨（鼻軟骨・肋軟骨・半月板など）の場合を除きます。
- ②関節脱臼……………「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- ③腱の断裂……………「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。なお、靱帯の断裂・損傷、肉離れは、腱とは異なるため該当しません。

「接骨院」・「整骨院」などの柔道整復師法に定める施術所での治療は「四肢における骨折または関節脱臼」に関する施術にかぎり、お支払いします。



お支払いできる場合

自転車で走行中に転倒、左手を骨折し、医療機関にて治療を受けた。
不慮の事故を原因とした特定損傷のため、特定損傷給付金をお支払いします。



お支払いできない場合

骨粗しょう症の治療中であり、立ち上がろうとして左手に体重をかけた際に骨折し、医療機関にて治療を受けた。

不慮の事故を原因とした骨折ではないため、特定損傷給付金はお支払いできません。

以前肩を脱臼し、その後スポーツなどで脱臼を繰り返すようになり、また同じ部位を脱臼したので医療機関にて治療を受けた。

反復性脱臼のため、特定損傷給付金はお支払いできません。